



# 杉並税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 166-8501 杉並区成田東 4-15-8 TEL 03 (3313) 1131 (代表)  
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

### 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。  
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

STEP

### 2 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

### 3 e-Tax で送信して提出

#### ① マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

#### ② IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

スマートフォンはこちら



## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月1日(月) ~ 2月5日(金) 2月22日(月) 2月24日(水) ~ 2月26日(金)	杉並区役所本庁舎 2階 (区民ギャラリー)	杉並区阿佐谷南1-15-1	午前9時30分 ~ 午前11時30分まで
2月8日(月) ~ 2月9日(火)	セシオン杉並 (高円寺地域区民センター)	杉並区梅里1-22-32	午後1時 ~ 午後3時30分まで
2月12日(金) 2月16日(火) ~ 2月19日(金)	永福和泉地域区民センター	杉並区和泉3-8-18	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合や住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- 会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切る場合がありますので、ご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合があることをご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

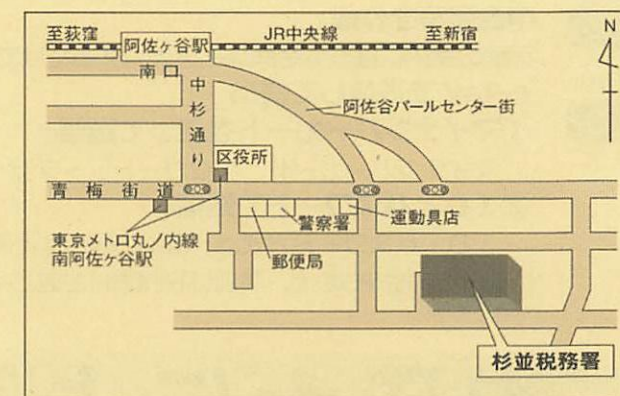
## 申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月1日(月) ~ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	杉並税務署	杉並区 成田東 4-15-8	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場しません。【案内図】

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 確定申告期間中は当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。



## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- 来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- 来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。  
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

